

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府省庁名 文部科学省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他（ゴルフ場利用税）</span>	
要望項目名	ゴルフ場利用税の廃止	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> <li>－</li> <li>・ 特例措置の内容</li> <li>「ゴルフ場利用税」を廃止する。</li> </ul>	
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     地方税法第75条、第75条の2、第75条の3、第76条、第103条                 </div>	
減収見込額	[初年度] ▲50,670 (－)                      [平年度] ▲50,670 (－) [改正増減収額] <span style="float: right;">(単位：百万円)</span>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成23年6月に成立し、同年8月に施行されたスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第2条第1項では、「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。」とされており、生涯スポーツ社会の実現が法律上規定された。また、同法第8条では、政府は必要な税制上の措置その他の措置を講じなければならない旨規定されている。</p> <p>ゴルフは2016年のオリンピック競技大会リオデジャネイロ大会における追加競技に決定しており、競技スポーツとして国際的にも広く認知されているところである。</p> <p>また、ゴルフは老若男女問わず親しむことのできるスポーツであり、国民のスポーツライフの中でも主要な位置を占めている。平成25年1月に行われた「体力・スポーツに関する世論調査」でも、過去1年間に行ったスポーツの中でゴルフは第6位の9.3%に上っている。</p> <p>一方で、平成元年度の消費税創設以降、スポーツの中でゴルフだけに消費税と施設利用税との二重の課税が行われており、公平性を欠いているとの声が寄せられており、他のスポーツに比べ競技者の金銭的負担が重くなっている。ゴルフプレー料金は過去18年間で消費者物価指数が45.2ポイント低下しており、その中に占めるゴルフ場利用税の割合は高まっている。また、都道府県税に占めるゴルフ場利用税の割合も平成7年度から平成24年度にかけて0.7%から0.4%に減少している。</p> <p>ゴルフ場利用税は、現在、ゴルフ場所在市町村にとって貴重な財源となっているという状況はあるが、高齢化が進む日本社会において、ゴルフの振興は生涯スポーツ社会の実現に大きく貢献するものであり、またその結果、生涯にわたる心身ともに健康で文化的な生活が実現される。ゴルフに国民が積極的に参画できる環境を整備するためには、税制改正を行う必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	－	
ページ		8—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）（別紙参照）</li> <li>○ スポーツ基本計画（平成 24 年 3 月 30 日）（別紙参照）</li> <li>○ 文部科学省の使命と政策目標（別紙参照）</li> </ul>
	政策の達成目標	できる限り早期に、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率が 3 人に 2 人（65%程度）、週 3 回以上のスポーツ実施率が 3 人に 1 人（30%程度）となることを目標とする。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者（1 年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成人の週 1 回以上のスポーツ実施率：47.5%</li> <li>○成人の週 3 回以上のスポーツ実施率：24.4%</li> <li>○成人で過去 1 年間にスポーツを行った者の割合：80.9%</li> </ul> （文部科学省「体力・スポーツに関する世論調査」（平成 25 年 1 月）に基づく推計）
有効性	要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適用対象：73,968,922 人</li> <li>対象施設：2,408 施設</li> </ul> （総務省「平成 24 年度 道府県税の課税状況等に関する調」）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	平成 15 年度のゴルフ場利用税の一部非課税措置の導入以来、非課税措置適用者は 4,108 千人（平成 15 年度）→12,776 千人（平成 24 年度）に、総利用者数に占める割合は 4.6%（平成 15 年度）→14.7%（平成 24 年度）に増加（総務省「道府県税の課税状況等に関する調」）しており、ゴルフ場利用税の廃止はゴルフ競技人口の増加、スポーツ実施率の向上につながると考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文部科学省の実施する政策評価における施策目標「生涯スポーツ社会の実現」</li> <li>・平成 26 年度予算額：2,326,613 千円</li> </ul> ※この他、明確に分けられない経費として、学校施設環境改善交付金の社会体育施設整備費補助（平成 26 年度予算額：79,326,000 千円の内数）も含まれる。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置においては、生涯スポーツ社会の実現のための環境整備を促進し、また先進事例の開発等を行っている一方、本税制改正要望は、特定スポーツ種目に対する課税を解消するものである。
	要望の措置の妥当性	簡素で公平な税制を目指すためには、消費税導入時に原則廃止された娯楽施設利用税のうち、唯一存置されたゴルフ場利用税に関し、その二重の課税を解消するために廃止することが妥当である。また、税収も近年大幅に減少しており、これを存続するよりも廃止してゴルフを振興し、高齢化する日本社会において老若男女問わず楽しめる貴重なスポーツ機会を拡充することが妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>(1) 平成元年度、消費税創設に伴い娯楽施設利用税が課税対象をゴルフ場に限定され「ゴルフ場利用税」と改称される。</p> <p>(2) 平成 15 年度税制改正要望において以下の者について地方税法上非課税措置が規定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 年齢 18 歳未満の者</li> <li>② 年齢 70 歳以上の者</li> <li>③ 障害者</li> <li>④ 国体のゴルフ競技に参加する選手</li> <li>⑤ 学生、生徒等やその引率をする教員が学校の教育活動としてゴルフを行う場合</li> </ul> <p>(3) 平成 25 年度税制改正要望で廃止を要望。</p> <p>(4) 平成 26 年度税制改正要望で廃止を要望。</p>
ページ	8—3

【関係条項】

○ 地方税法（昭和25年法律第226号）（抜粋）

（ゴルフ場利用税の納税義務者等）

第七十五条 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に対し、利用の日ごとに定額によつて、当該ゴルフ場所在の道府県において、その利用者に課する。

（年少者等のゴルフ場の利用に対するゴルフ場利用税の非課税）

第七十五条の二 道府県は、次の各号に掲げる者がゴルフ場の利用を行う場合（次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる者である旨を証明する場合に限る。）においては、当該ゴルフ場の利用に対しては、ゴルフ場利用税を課することができない。

- 一 年齢十八歳未満の者
- 二 年齢七十歳以上の者
- 三 第二十三条第一項第九号に規定する障害者（前二号に掲げる者を除く。）

（国民体育大会等におけるゴルフ場利用税の非課税）

第七十五条の三 前条に定めるもののほか、道府県は、次に掲げるゴルフ場の利用に対しては、ゴルフ場利用税を課することができない。

- 一 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項に規定する国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手が当該国民体育大会のゴルフ競技としてゴルフを行う場合（道府県知事又は道府県の教育委員会がその旨を証明する場合に限る。）の当該ゴルフ場の利用
- 二 学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）の学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員が当該学校の教育活動（総務省令で定めるものに限る。）としてゴルフを行う場合（当該学校の学長又は校長がその旨を証明する場合に限る。）の当該ゴルフ場の利用

（ゴルフ場利用税の税率）

第七十六条 ゴルフ場利用税の標準税率は、一人一日につき八百円とする。

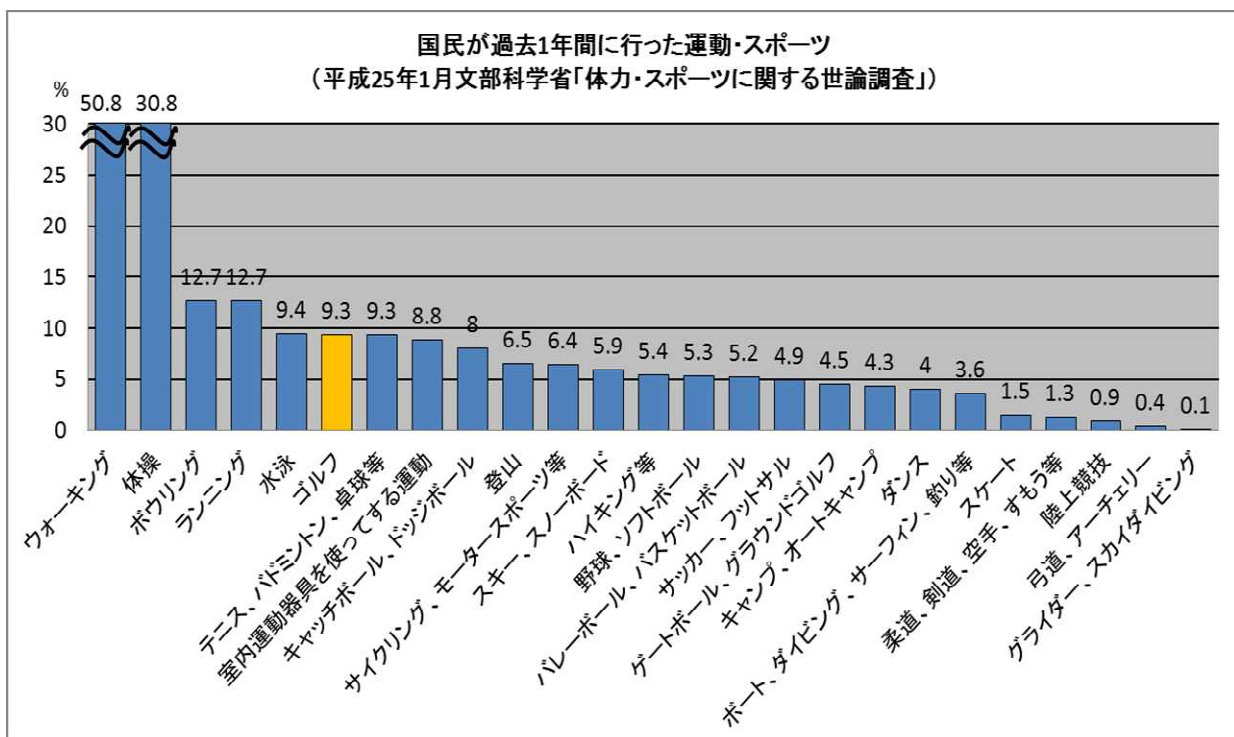
2 道府県は、前項に定める標準税率を超える税率でゴルフ場利用税を課する場合には、千二百円を超える税率で課することができない。

3 道府県は、ゴルフ場の整備の状況等に応じて、ゴルフ場利用税の税率に差等を設けることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

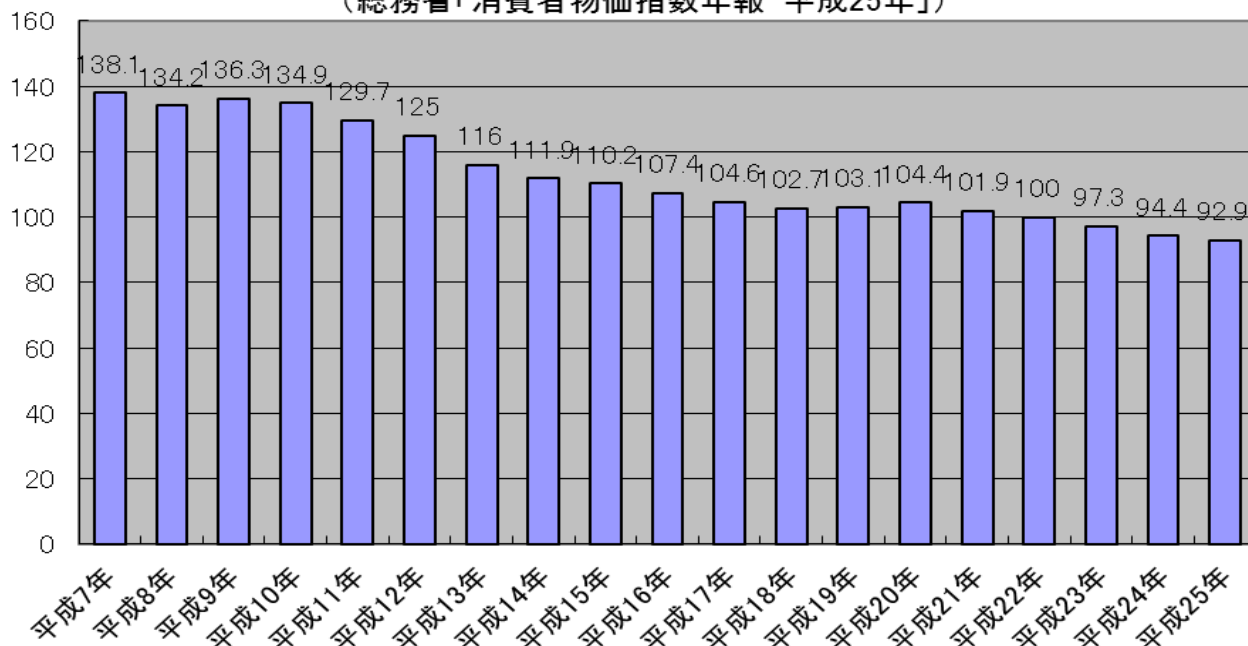
（ゴルフ場利用税のゴルフ場所在の市町村に対する交付）

第百三条 道府県は、当該道府県内のゴルフ場所在の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対し、総務省令で定めるところにより、当該道府県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の十分の七に相当する額を交付するものとする。

【施策の必要性】



ゴルフプレー料金  
(総務省「消費者物価指数年報 平成25年」)



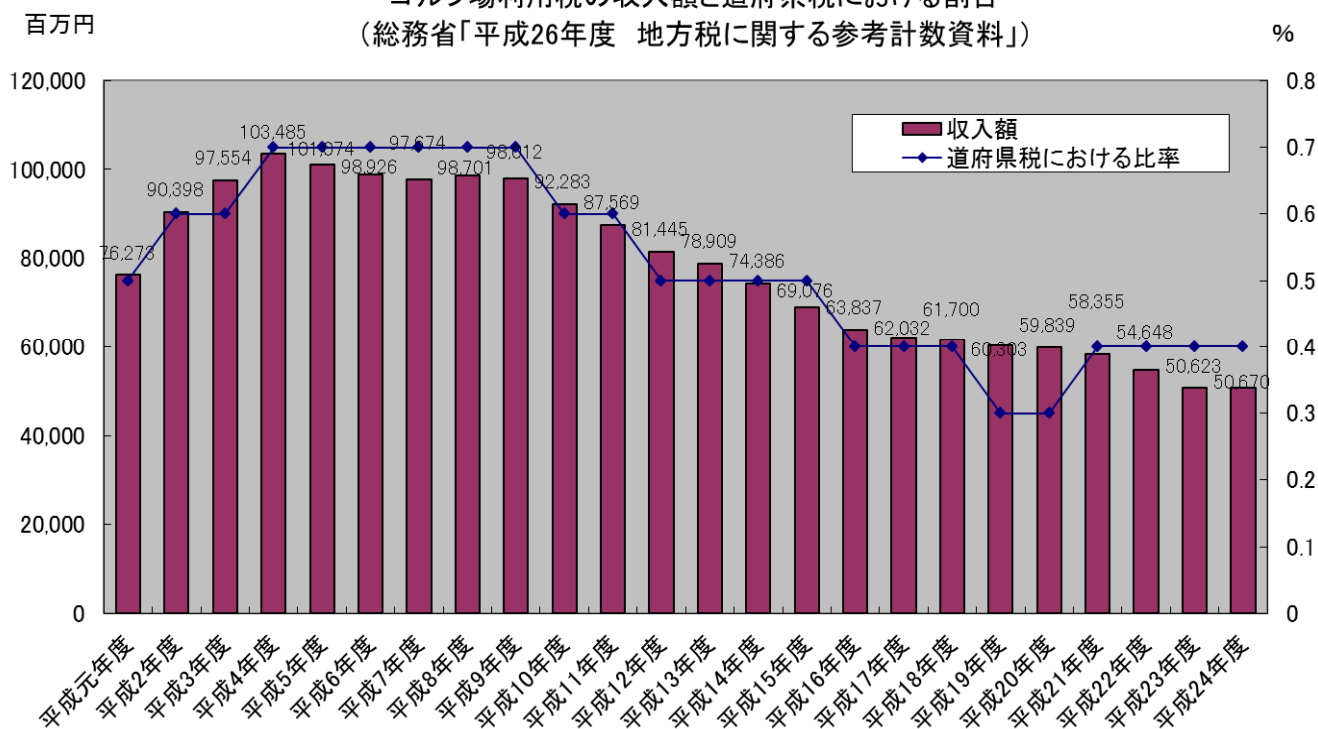
(注) ゴルフプレー料金：メンバーシップゴルフ場、ビジター料金、平日、セルフプレー、1ラウンド（18ホール）のグリーンフィと消費税、ゴルフ場利用税の合計額、カートやロッカーなどの利用料は除く

○ 全国のゴルフプレー料金：最安 1,939円（佐賀）

最高 12,714円（横浜）

(総務省「小売物価統計調査年報 平成25年」)

ゴルフ場利用税の収入額と道府県税における割合  
(総務省「平成26年度 地方税に関する参考計数資料」)



【政策体系における政策目的の位置付け】

○ スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）（抜粋）

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

○ スポーツ基本計画（平成 24 年 3 月 30 日）（抜粋）

2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

政策目標：

ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。

そうした取組を通して、できるかぎり早期に、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率が 3 人に 2 人（65%程度）、週 3 回以上のスポーツ実施率が 3 人に 1 人（30%程度）となることを目標とする。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者（1 年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目標とする。

○ 文部科学省の使命と政策目標

文部科学省の使命

教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

政策目標 11 スポーツの振興

世界共通の人類の文化の一つであるスポーツの振興により、生涯スポーツ社会の実現に向けて地域におけるスポーツ環境を確保するとともに、わが国の国際競技力を向上させ、子供から大人まで心身ともに健全な明るく豊かで活力のある社会を実現する。

施策目標 11-2 生涯スポーツ社会の実現

国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。

【減収見込額及び積算資料】

- 減収見込額 50,670,114 千円（平成 24 年度収入額（うち、現年課税分 50,460,395 千円）  
（平成 24 年度調定額 51,047,033 千円（うち、現年課税分 50,587,157 千円）

（総務省「平成 24 年度 道府県税徴収実績調」）